



米国税務

QI/FATCA 関連情報

新規法人口座について半年間の猶予措置を含む Notice 2014-33 を公表

アメリカ

2014年5月7日

2014年5月2日(米国時間)、米国財務省および内国歳入庁(Internal Revenue Services:以下「IRS」)は、Notice 2014-33を公表し、2014年および2015年をFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act:外国口座税務コンプライアンス法:以下「FATCA」)導入の移行期間と位置付け、FATCA導入のために誠意ある対応をしている場合には、仮に問題があったとしても、その誠意ある対応を考慮する経過措置を表明した。また、2014年12月31日までに開設される法人口座を既存口座として取り扱うことを可能とするなど、いくつかの規則を修正することを表明した。

1. 2014年・2015年をFATCA導入の移行期間とする

財務省およびIRSは、2014年および2015年をFATCA導入のための移行期間と位置付け、源泉徴収義務者、参加FFI¹、みなし遵守FFI、直接報告NFFE²、スポンサー事業体、スポンサー付FFI、スポンサー付直接報告NFFEが、FATCAを遵守するために誠意ある行動を取っている場合には、厳重な処置の対象とはしないとしている。例えば、口座所有者のFATCAステータスを特定するために、FATCAのルールに沿った本人確認手続きのプロセスを構築するための合理的な努力、参加FFI、登録みなし遵守FFI、または制限FFIが、拡大関連者グ

ループの中で、登録が必要なFFIを特定し、登録を促す誠意ある対応などが考慮の対象となる。

一方、FATCAを軽視し、FATCAに準拠するための誠意ある対応が行われていない場合には、移行期間中であっても、源泉徴収の履行、不遵守金融機関としての公表など、IRSは厳格な執行を行う。FATCAの影響を受けていない米国税法上のその他の規則については、移行期間の対象とはならない。

2. 2014年12月31日までに開設される法人口座の既存口座としての取り扱い

米国財務省およびIRSは、2014年7月～12月の間に事業体により発行される債務または開設される口座については、既存債務または口座と見なすことを可能とするよう、財務省規則を修正する。これにより、複雑でわかりづらいとされている法人口座については、新規口座の本人確認プロセス構築に半年間の猶予が与えられることとなる。ただし、2014年7月～12月の間に開設される法人口座については、25万ドルの閾値は適用できない。

なお、個人口座については、本人確認手続きが比較的明確なことから、同様の半年間の猶予は与えられない。また、報告期限、既存口座の本人確認手続き完了期限については、変更がないことにも留意されたい。

米国財務省は、モデル1、2のいずれの協定の付属

1 FFI=Foreign Financial Institution(外国金融機関)

2 NFFE=Non-Financial Foreign Entity(その他の外国事業体)

書 1 についても、この Notice に沿った形で、修正を行う。従い、日本の金融機関も適用が可能となる。

3. 内国歳入法第 3 章の認識基準の修正

本年 2 月 20 日に公表された第 3 章調整ルールにおいて、金融機関が直接口座保有者について本人確認を実施し、非米国人と認識している場合でも、現在有効な電話番号が米国の電話番号のみである場合、および出生地が米国である場合には、内国歳入法第 4 章の FATCA ルールと平仄を合わせ、これらを米国人示唆情報とする認識基準を定め、追加の確認を必要としている。第 3 章の暫定規則では、経過措置として、2014 年 7 月 1 日より前に本人確認が行われている口座については、状況の変化がない限り、上記の新しい認識基準は適用しないとされている。

財務省規則 § 1.1441-1 (e) (4) (ii) (A) では、2013 年末で有効期限切れとなる本人確認書類について、2014 年末まで期限を延長することを定めている。この規定により、源泉徴収義務者は、2014 年末までに、大量の本人確認書類の取り直しが必要となり、その際、米国の電話番号、出生地の確認が新たに必要となることが懸念されていた。

本 Notice では、2014 年 7 月 1 日より前に本人確認書類により、確認が実施された直接口座保有者については、財務省規則 § 1.1441-1 (e) (4) (ii) (A) の規定に準拠するために本人確認書類の取り直しが必要となる場合に限定の上、米国の電話番号、出生地を米国人示唆情報と見なす認識基準は適用しないことを公表した。ただし、状況の変化など、その他の理由で、米国の電話番号、出生地が米国であることを知った場合には、認識基準を適用し、確認が必要となる。

4. 制限 FFI、制限支店

拡大関連者グループのメンバーが、参加 FFI または登録みなし遵守 FFI のステータスを維持するためには、拡大関連者グループの全ての FFI となるメンバーが、参加 FFI、みなし遵守 FFI、免除受益者、または制限 FFI のいずれかの FATCA ステータスであることが求められている。

制限 FFI または制限支店となるためには、報告対象となる米国人または不参加 FFI の口座を開設しないことが条件となっている。この条件が、居住者である

個人に銀行サービスを提供することを求める現地法、または同じ管轄地域にある他の FFI からの資金を確保するという FFI の業務上のニーズの障害になるとの複数のコメントが提出された。

これらのコメントに対応するため、財務省および IRS は、財務省規則を修正し、制限 FFI または制限支店が、当該管轄地域の居住者である米国人および不参加 FFI に対して口座を開設することを認めるものとする。ただし、当該管轄地域の非居住者である米国人、および当該管轄地域で設立されていない不参加 FFI への口座は開設せず、かつ、拡大関連者グループの他の FFI が FATCA の義務を回避するために、当該 FFI を利用しないことを条件とする。

一定の管轄地域においては、そこで設立または組成された事業体に対し、FATCA 上の登録を行うことを禁じている。財務省および IRS は、財務省規則を修正し、FFI が各管轄地域の規則により、制限 FFI として登録することを禁じられている場合には、当該 FFI の拡大関連者グループメンバーの 1 つがリード FFI として登録する際に、登録情報の Part 2 において当該 FFI の情報を入力することにより、他のメンバーの参加 FFI または登録みなし FFI としての FATCA ステータスを有効とする。当該 FFI の名称を登録することが出来ない場合には、名称のかわりに Limited FFI と登録情報の Part 2 に入力する。

なお、Part 2 のみに情報入力されている制限 FFI であっても、制限 FFI としての条件を満たすことが求められる。何らかの事由で条件を満たすことが不可能となった場合、リード FFI は当該制限 FFI の情報を Part 2 から削除し、制限 FFI ではなくなった日および事由を記録として保管しておく必要がある。

おわりに

今回の公表では、法人新規口座の本人確認について、半年間の猶予が与えられることになったことが特に注目される。これは、選択性であり、すでに法人新規口座の本人確認プロセスを構築をおおむね完了し、7 月 1 日のリリースの準備を進めている金融機関にとっては、悩ましい選択となろう。

また、2014 年および 2015 年は移行期間として、誠意ある対応が求められており、特に、登録みなし遵守 FFI を選択し、登録だけ行っておけばよいというような対応は、誠意のある対応とはいえず、後々問題となる可能性があるので留意されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.tohmatsu.com/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
エグゼクティブ オフィサー	生田 ひろみ	hiromi.ikuta@tohmatsu.co.jp
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	岡 映	akira.oka@tohmatsu.co.jp
マネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
URL	www.tohmatsu.com/tax	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。